1　重要な会計方針

⑴　有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

1. 有形固定資産･･････････････････････････････取得原価

　　ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア　昭和59年度以前に取得したもの･････････････････････再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地において備忘価額1円としています。

　　イ　昭和60年度以後に取得したもの

　　　　取得原価が判明しているもの････････････････取得原価

取得原価が不明なもの･･････････････････････再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

1. 無形固定資産･･････････････････････････････原則として取得原価

　　　　ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

　　　なお、一部の連結対象団体（神奈川県後期高齢者広域連合、三崎マリン株式会社、株式会社三浦海業公社、一般社団法人みうら学・海洋教育研究所）においては、原則、取得原価としています。

⑵　有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

1. 満期保有目的有価証券

該当なし

1. 満期保有目的以外の有価証券

取得原価

③　出資金

　　　ア　市場価格のあるもの･･････････････････････会計年度末における市場価格

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （売却原価は移動平均法により算定）

イ　市場価格のないもの･･････････････････････取得原価

⑶　棚卸資産の評価基準及び評価方法

　　　平成30年１月１日時点、固定資産税標準宅地の適正な時価を求めるための基礎資料から算定

　⑷　有形固定資産等の減価償却の方法

①　有形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

　　　　　なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

　　　　　　建物　　　15年～50年

　　　　　　工作物　　４年～60年

　　　　　　物品　　　２年～15年

　　　　ただし、一部の連結対象団体については定率法によっています。

1. 無形固定資産（リース資産を除きます。）･････････定額法

（ソフトウェアについては、見込利用期間（５年）に基づく定額法によっています。）

　　③　所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

　　　　　･･･････････自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

⑸　引当金の計上基準及び算定方法

1. 投資損失引当金

　　　　市場価格のない投資及び出資金のうち、連結対象団体（会計）に対するものについて、実質価額が著しく低下した場合における実質価額と取得価額との差額を計上しています。

1. 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金及び貸付金の徴収不能又は回収不能に備えるため、過去５年間の不納欠損

実積率等により、徴収不能見込額又は回収不能見込額を計上しています。

1. 退職手当引当金

　　　　職員に対する退職手当の支給に備えるため、財務諸表作成基準日において在職する職員が自己

都合により退職するとした場合の退職手当要支給額を計上しています。

1. 損失補償等引当金

該当なし

1. 賞与等引当金

　　　　翌年度６月支給予定の期末手当、勤勉手当等及びそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

⑹　リース取引の処理方法

1. ファイナンス・リース取引

　　ア　所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

　　　　通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

　　イ　ア以外のファイナンス・リース取引

　　　　通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

1. オペレーティング・リース取引

　　　　通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

⑺　連結資金収支計算書における資金の範囲

　　　現金（手許現金及び要求払預金）

なお、現金には、出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

⑻　消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

2　重要な会計方針の変更等

1. 会計方針の変更

該当なし

1. 表示方法の変更

該当なし

1. 連結資金収支計算書における資金の範囲の変更

該当なし

3　重要な後発事象

1. 主要な業務の改廃

該当なし

1. 組織・機構の大幅な変更

該当なし

1. 地方財政制度の大幅な改正

該当なし

1. 重大な災害等の発生

　該当なし

4　偶発債務

1. 保証債務及び損失補償債務負担の状況

該当なし

⑵　係争中の訴訟等

　　　　該当なし

5　追加情報

⑴　連結対象団体（会計）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団体（会計）名 | 区分 | 連結の方法 | 比例連結割合 |
| 病院事業会計 | 地方公営企業会計 | 全部連結 | － |
| 水道事業会計 | 地方公営企業会計 | 全部連結 | － |
| 神奈川県後期高齢者広域連合 | 広域連合 | 比例連結 | 0.8％ |
| 三崎マリン株式会社 | 第三セクター等 | 全部連結 | － |
| 株式会社三浦海業公社 | 第三セクター等 | 全部連結 | － |
| 一般社団法人みうら学・海洋教育研究所 | 第三セクター等 | 全部連結 | － |

連結の方法は次のとおりです。

①　地方公営企業会計は、すべて全部連結の対象としています。

ただし、地方公営企業法の財務規定等が適用されていない地方公営企業会計のうち、当該規定等の適用に向けた作業に着手しているもの（平成29年度までに着手かつ集中取組期間内に当該規定等を適用するものに限ります。）については、連結対象団体（会計）の対象外としています。したがって、一般会計等における他会計への繰出金等が内部相殺されない場合があります。

公共下水道事業特別会計　　企業債残高　5,450百万円

　　　　　　　　　　　　　　他会計繰入金　627百万円

②　一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

③　第三セクター等は、出資割合等が50％を超える団体（出資割合等が50％以下であっても業務運営に実質的に主導的な立場を確保している団体を含みます。）は、全部連結の対象としています。また、いずれの地方公共団体にとっても全部連結の対象とならない第三セクター等については、出資割合等や活動実績等に応じて、比例連結の対象としています。

⑵　出納整理期間

地方自治法第235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体（会計）においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

　⑶　表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

⑷　売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

　　　ア　範囲

　　　　　売却可能資産の範囲は、普通財産のうち活用が図られていない公共資産としています。

　　　イ　内訳

事業用資産　　54百万円（54百万円）

土地　　　　54百万円（54百万円）

　　　　　平成30年3月31日時点における売却可能価額を記載しています。

　　売却可能価額は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における評価方法によっています。

上記の（　△△△　百万円）は貸借対照表における簿価を記載しています。